

## 白河市空家改修等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白河市空家バンクの利用の促進を図るとともに、定住を推進するため、空家の改修等に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 白河市空家バンク設置要綱（平成28年白河市告示第177号。以下「設置要綱」という。）第3条第2項の登録を受けた空家をいう。
- (2) 定住 5年以上に渡って、生活の本拠を有していることをいう。
- (3) 移住者 市外の市町村から本市に移住し、かつ、住民票を異動する者（福島県外からの移住者及び東日本大震災の地震又は津波により半壊以上の被害を受け、自ら居住する住宅を失った者及び原子力災害による避難者を除く。）をいう。
- (4) 所有者 設置要綱第4条第1項に規定する「空家登録者」をいう。
- (5) 改修 内外装、玄関、居室、便所、台所、風呂等を対象とした一般的な改修（増築及び改築を除く。）をいう。
- (6) 家財処分 残置された家財の撤去、運搬及び処分をいう。
- (7) 補助事業者 本事業を実施する移住者又は所有者をいう。

(交付対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助事業者が行う空家（併用住宅の場合にあっては、住宅部分に限る。以下同じ。）の改修に係る費用及び家財処分費用とする。ただし、この要綱又は国若しくは地方公共団体から別に改修等に係る補助金（白河市木造住宅耐震改修支援事業実施要綱（平成26年白河市告示第105号）に係る補助金を除く。）の交付を受けている空家は、この限りでない。

(補助の要件)

第4条 本事業における移住者の補助金の交付要件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 当該空家に定住すること。
- (2) 町内会に加入し、又は加入する見込みがあること。
- (3) 当該空家に所有者及び所有者の3親等内の親族に該当する者と定住しないこと。
- (4) 市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 改修又は家財処分は、補助金の交付決定日以降に着手し、当該交付年度内に完了すること。
- (6) 空家を賃借する場合は、改修又は家財処分の実施について、補助金の交付申請の前に所有者の承諾を得ること。
- (7) 居室のほか、生活に必要な玄関、便所、台所、風呂等を備えていること（改修に係る費用の補助を受ける場合に限る。）。

(8) 建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の耐震基準で建築されたものである場合、「白河市木造住宅耐震診断者派遣事業」等による耐震診断を完了したものであること。

(9) 補助の対象とする空家は、本事業を実施する前後において、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反していないこと又は行政庁から違反指導を受けていないこと。

2 本事業における所有者の補助金の交付要件は、次に定めるとおりとする。

(1) 5年以上賃貸し、定住させるための空家であること。

(2) 前項第3号から第5号まで及び第7号から第9号までの要件に該当していること。

（補助金の率及び限度額）

第5条 本事業の対象経費に係る補助率及び限度額は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率	限度額
空家の改修に係る費用	2分の1	1,500,000円
空家の家財処分に係る費用		50,000円

（補助金の交付申請）

第6条 規則第5条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 改修又は家財処分に係る見積書の写し

(2) 空家の現況等を確認できる写真（空家の改修に係る費用の補助を受ける場合に限る。）

(3) 改修部位を明記した平面図（空家の改修に係る費用の補助を受ける場合に限る。）

(4) 処分する家財の写真（空家の家財処分に係る費用の補助を受ける場合に限る。）

(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項又は第6条の2第1項の規定により交付を受けた確認済証（同法第6条第1項の確認申請が必要な改修に限る。）

(6) 所有者の同意書（移住者が賃借する場合に限る。）

(7) 直近の市区町村の納税証明書

(8) その他市長が必要と認める書類

2 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第2号及び第3号の添付書類の提出は、要しないものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 補助金の交付決定後5年以内に空家に定住しなくなった場合は、次に掲げるときを除き、補助金の一部又は全部を返還させる条件を付すものとする

(1) 療養、就職又は就学により、転居するとき。

(2) 死亡したとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

（着手届及び完了届の省略）

第8条 規則第14条ただし書の規定により、補助事業等着手届及び完了届の提出は、  
要しないものとする。

(実績報告)

第9条 規則第16条第2号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 改修又は家財処分に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 改修した部位を明記した平面図（空家の改修に係る費用の補助を受ける場合に  
限る。）
- (3) 改修内容を確認できる写真（空家の改修に係る費用の補助を受ける場合に限  
る。）
- (4) 住民票（移住者が、補助を受ける場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(財産の処分の制限)

第10条 本事業により改修を行った空家の規則第21条ただし書に規定する市長が  
定める期間は、5年とする。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、規則第22条に規定する書類、帳簿等を整備し、本事業が  
完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定  
める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。